

令和4年度 全国労働衛生週間

「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる 健康職場」

10月1日から7日まで、第73回全国労働衛生週間となります。

準備期間の9月中に既にいろいろな取組を進めておられることと存じますが、本週間にはどんな取組をしますか？

本年度の衛生週間実施要綱では、①過重労働による健康障害の防止（過労死等の防止）、②新型コロナウイルス感染予防、③人生100年時代に向けて高年齢労働者の健康確保、若年期からの健康づくり、④病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立、⑤化学物質による健康障害防止（リスクアセスメントの実施）、⑥アスベストによる健康障害防止（※事前調査の実施、結果報告の義務化）などが盛り込まれています。

①から⑥はどれも、近年の労働衛生対策の中で大きな課題となっており、特に、少子高齢化の進展が著しい岩手県内では、人材確保・労働災害防止・健康経営などの視点でも①③④はあらゆる業種共通の課題です。

衛生週間を機に、以下の「衛生管理の基本」と「事業者が行うべき労働衛生対策」の指針やガイドライン等を参考に、労使で必要な取組を考えてみてはいかがでしょうか。


ご不明な点は、当署にお気軽にご相談ください。



自分の能力を十分発揮してよい仕事をし、趣味も楽しみながら生き生きと人生を送るためにも、「健康」であり続けたいですね。

衛生管理の基本

「健康」の定義（WHO 憲章）



- Health is a dynamic state of complete physical, mental, spiritual and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.
- 健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。
- dynamic : 健康と疾病は別個のものではなく連続したものである
- spiritual : 人間の尊厳の確保や生活の質を考えるために必要で本質的なものである

WHO: 世界保健機関 (World Health Organization)
1948年4月7日設立、日本は1951年(S26年)5月加盟
WHO 旗: 世界地図をオリーブの葉が取り巻く国際連合旗の中心に、ギリシャ神話の名医アスクレピオスの杖(蛇の巻き付いた杖)をあしらっている。

衛生管理 体制の確立 職務の履行	総括安全衛生管理者	(安衛法第10条)①林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業で労働者100以上の事業場、②製造業、電気業、ガス業、水道業、通信業、商業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業で労働者300以上の事業場、③その他の業種で労働者1000以上の事業場
	衛生管理者	(安衛法第12条) 常時50人以上の労働者を使用する事業場
	衛生推進者等	(安衛法第12条の2) 常時10人以上50人未満の労働者を使用する非工業的業種(上記③その他の事業場)
	作業主任者	(安衛法第14条) 安衛法施行令第6条で定める作業等について作業主任者の選任、作業の指揮等の職務
	産業医	(安衛法第13条) 常時50人以上の労働者を使用する事業場(常時3000人以上の労働者を使用する事業場は2人以上選任)
環境管理 (作業場を良好な状態に維持管理すること)	衛生委員会 安全衛生委員会	(安衛法第18条、19条) 常時50人以上の労働者を使用する事業場 衛生管理規程の作成、リスクアセスメントの実施、安全衛生計画の作成、実施、評価、衛生教育計画の作成、健康診断の結果に対する対策樹立、健康保持増進措置の計画、長時間労働者の健康障害防止対策の樹立、メンタルヘルス対策の樹立、行政指導への対応
	安衛法第22条	事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。①原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体、②放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧、③計測監視、精密作業等の作業、④排気、廃液等
	安衛法第23条	事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。
作業管理 (作業を適切に管理すること)	安衛法第65条	事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、その結果を記録しておかななければならない。(第2項以下省略)
	安衛法第65条の3	事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。 (本条の規定による措置は、一連続作業時間と休憩時間の適正化、作業量の適正化、作業姿勢の改善等、労働者の健康の保持増進を図るという観点から労働者の従事する作業を適切に管理することであること。昭63.9.16 基発第601号の1)
健康管理 (労働者の健康状態を的確に把握し必要な措置を講ずること)	安衛法第66条～66条の9	定期健康診断(年1回、有害業務・深夜業務従事者は6か月に1回)の実施、 有所見者は医師の意見聴取を行い、必要な措置を講じなければならない 、健康診断結果は本人へ通知、二次健康診断等給付の活用、必要に応じて医師等による保健指導を実施、危険有害業務従事者は特殊健康診断を実施
	安衛法第66条の8～8の4	時間外・休日労働が月80時間を超える労働者に対して医師による面接指導を実施、事後措置
	安衛法第66条の10	常時50人以上の労働者を使用する事業場は、1年以内に1回、定期的に、 ストレスチェックを実施、医師の面接指導・必要な措置・集団分析の実施
衛生教育	安衛法第69条	労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るために必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。
	安衛法第70条	労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動について便宜を提供する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

耳より情報：昭和25年第1回スローガン「労使の労働衛生思想の昂揚を図り、以て労働衛生行政の目的を達成しようとするものである」

事業者が行うべき労働衛生対策

労働者の心の健康の保持増進のための指針
(メンタルヘルスケア)

事業場における労働者の健康保持増進のための指針 (THP)

事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針

心と体の健康確保は、生産性向上、健康経営、人材確保などの視点からも非常に重要な課題となっています。

健康診断をはじめとする基本的な健康管理のほか、労働環境の整備（ハード面、ソフト面）、長時間労働による健康障害の防止対策、メンタルヘルス対策（心の健康づくり計画、ハラスメント防止など）、化学物質による健康障害予防、受動喫煙防止などなど、沢山のテーマがありますね。

一度に全部は無理かもしれませんが、優先順位をつけ、できるところから取り組んでみましょう。

外部支援も積極的に活用しましょう。

こころの健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

危険性又は有害性等の調査等に関する指針

心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

労働時間等設定改善指針

過重労働による健康障害防止のための総合対策

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針

事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

職場における腰痛予防対策指針

パワーハラスメント対策導入マニュアル

事業場における受動喫煙防止のためのガイドライン

VDT 作業における労働衛生管理のためのガイドライン

事務所衛生基準規則

中央労働災害防止協会（中災防）東北安全衛生サービスセンターの「安全衛生サポート事業」や岩手産業保健総合支援センターを活用してみませんか？ かわら版 7 月号をご参照ください。

情報

全国産業安全衛生大会（福岡大会）10月19日（水）～21（金）

第 81 回全国産業安全衛生大会（福岡大会）が開催されます。

会場：総合集会 マリンメッセ福岡 B 館（福岡県福岡市） 分科会：マリンメッセ福岡 A 館、福岡国際会議場
緑十字展：マリンメッセ福岡 A 館

分科会では多彩なプログラムが予定されています。興味のあるテーマにご参加ください。

参加申し込みは中災防 HP から <https://www.jisha.or.jp/taikai/2022/index.html>



過重労働解消のためのセミナー（オンライン開催）

令和 4 年度厚生労働省委託事業として「過重労働解消のためのセミナー」が開催されます。過重労働防止に関する基本ルールや判例、事例紹介など。オンライン開催ですので、ご都合のよい日時でご参加ください。委託者は全国労働基準関係団体連合会（全基連）です。（[全基連 過重労働解消セミナー](#)で検索）

《ご存じですか？》

働き方改革の推進における重要なテーマの一つが「長時間労働の削減、過重労働の解消、過重労働による健康障害の防止」です。岩手労働局ホームページ「盛岡労働基準監督署からのお知らせ」で「労働時間相談・支援コーナー」をご活用ください。



ベストプラクティス企業のご紹介！

厚生労働省では、過労死等防止対策推進法の施行を受け、毎年 11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過重労働による健康障害防止のための対策を展開しています。その中で、長時間労働の解消や健康確保などに積極的に取り組んでいる企業を「ベストプラクティス企業」とし、労働局長による訪問を行っています。

かわら版末尾に、過去のベストプラクティス企業を掲載しました。「健康対策」「働き方改革」「職場環境改善」など中小企業でも出来ることがあります。今年から始めてみませんか？

岩手労働局 [ベストプラクティス企業](#) [検索](#)

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/best-practice-kigyou.html>



過重労働対策はこちら [岩手労働局 労働時間・休日](#) [検索](#)

https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/riyousha_mokuteki_menu/_120949.html



「過労死等防止対策推進シンポジウム」にご参加を！

脳心臓疾患や精神疾患による労災請求は減少することなく発生しており、過重労働による健康障害の防止対策はあらゆる産業共通の大きな課題となっております。過労死等をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムが開催されます。

令和4年11月8日(火)

13:30~

岩手教育会館 多目的ホール

参加申込はこちら→



岩手会場

過労死等防止対策
推進シンポジウム

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

日時
2022年
11月8日(火)
13:30~16:00(受付13:00~)

会場
岩手教育会館 2階 多目的ホール
(盛岡市大通一丁目1-16)

参加無料
事前申込

岩手会場

プログラム

【遺族からの声】

「放送局記者過労死遺族からの訴え」
佐戸 恵美子氏(東京過労死を考える家族の会)

【基調講演】

「過重労働と健康管理について
(健康障害の予防のために)」
茂木 隆氏(岩手県予救医学協会 産業保健部長)

【パネルディスカッション】

「いきいきと働き続けるために ~心の健康~からだの健康~」
コーディネーター 藤井 由里氏(臨床心理士 精神保健福祉士 産業カウンセラー)
パネリスト 茂木 隆氏(岩手県予救医学協会 産業保健部長)
田嶋 愛理氏(岩手医科大学 衛生学公衆衛生学講座 准教授)
菊池 透氏(株式会社菊池経営コンサルタント 代表取締役)

茂木 隆氏

職歴
公益社団法人岩手県予救医学協会 産業保健部長



【学歴】
秋田大学大学院医学研究科修了(博士(医学))

【資格等】
日本医師会認定産業医
日本医師会認定産業保健士
日本スポーツ協会公認スポーツドクター
日本バラスポーツ協会公認理学療法士

【所属学会】
日本産科生学会
日本産科衛生学会
日本産科産科医学会

会場のご案内

岩手教育会館 2階 多目的ホール
(盛岡市大通一丁目1-16)

・JR盛岡駅より徒歩15~20分
・JR盛岡駅よりバス(でんでんバス)16番より徒歩約10分
右図にて随時更新いたします



参加申込について

▶新型コロナウイルス感染症の影響により事前申し込みをお願いします。場、定員になり次第締め切りとさせていただきます。申し込みはWebまたはFAXでお願いたします。
▶参加費を発行いたします。当日、受付までお持ちください。
▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
▶連絡先のTELかE-mailのどちらか必ずご記入ください。

Webからの申し込み:

二次元バーコードを読み込んで下さい



特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報取扱要領」に同意の上、ご記入ください。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いたします。

- 経営者 会社員 公務員 団体職員 教職員 医療関係者 弁護士
 社会保険労務士 パート・アルバイト 学生 過労死等の当事者・家族
 その他 []

お名前	フリガナ	フリガナ
5名以上の申し込みは、別紙「参加申込書」にてFAXしてください。	フリガナ	フリガナ
連絡先	●TEL:	●FAX:
企業・団体名	●E-mail:	

「個人情報取扱要領について」ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務にのみ利用いたします。また、新型コロナウイルス感染症の影響によりご都合により、開催の場を変更する場合がございます。ご不明な点やご本人の同意を第二者に譲渡しないこと。要領書ダウンロード: https://www.p-unique.co.jp/pr/gisak.html 印刷・発行: 岩手県労働基準監督署 産業保健課

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業委託事業者 株式会社プロセスユニーク 電話: 0570-070-072 E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

※本大会の状況により、開催方法が変更になる場合や、参加者を制限するなど、本ホームページにてご確認ください。なお、参加には事前申し込みが必要です。

詳しくはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム

検索



二次元バーコードを読み込んで下さい

過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、
わて労連、若手県教職員組合、働く者の生命・健康を守る会、
協会、若手障害者職業センター、若手産業保健協会支援センター

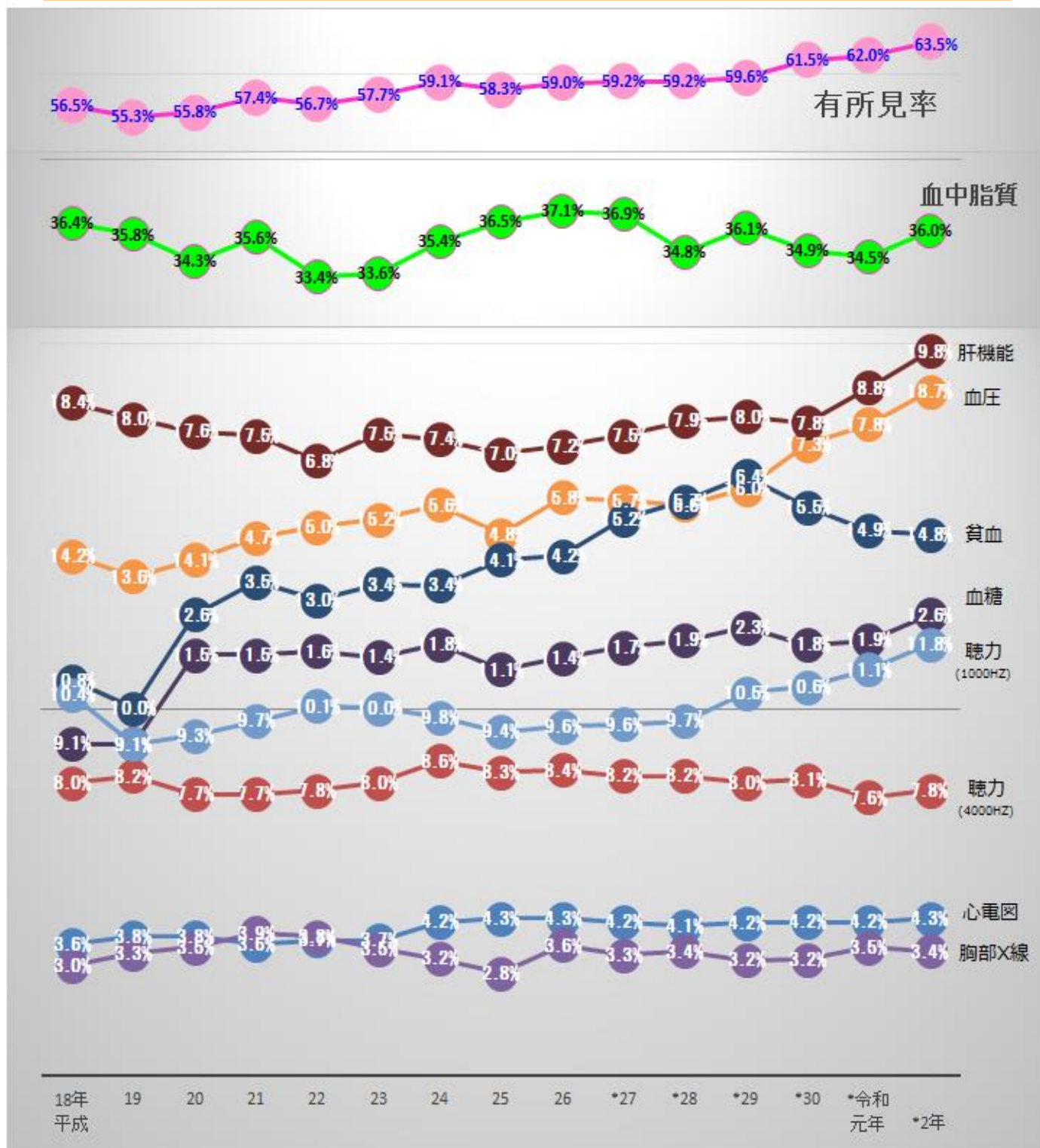
過重労働対策及びメンタルヘルス対策に関する調査・審議は、労働安全衛生法第18条、労働安全衛生規則第22条により事業主に義務付けられているものです。

過労死等防止対策法(平成26年法律第100号)では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めていますが、令和3年の岩手県内の監督指導において、違法な時間外労働やいわゆる過労死ラインとされている月100時間を超える時間外・休日労働が認められています。

本シンポジウムに参加し、過重労働による健康障害防止対策について考え、企業の対策を進めましょう。

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。

定期健康診断有所見率の推移(全産業)



健康診断の有初見率が年々高くなっています。

岩手県の有初見率は、全国平均を上回っており、特に「血中脂質」「肝機能」「血圧」の有所見率が高く、生活習慣の改善が必要な状況が顕著になっています。背景には、岩手県の広い県土と公共交通機関の未発達により、自家用車を使い歩くことが少なくなっていることや、高齢化が全国的にも先行している地域で、運動不足があると考えられます。

岩手県の死亡率は、第1位「がん」、第2位「心疾患」、第3位「脳血管疾患」です。若いうちから、自分の心身の健康状態を知り、早期発見・早期治療によって、充実した人生を送りたいですね。

詳しいデータは、[岩手労働局 事例統計](#) で検索し「岩手の安全衛生」をご覧ください。

➡https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/jirei_toukei.html





2021 ベストプラクティス企業 【（株）菊池技研コンサルタント：大船渡市】

○企業（法人）の概要

法人名 株式会社 菊池技研コンサルタント
所在地 本社 大船渡市赤崎町字石橋前6番地8
従業員数 80名
事業内容 建設コンサルタント



○長時間労働の削減や働き方改革に向けた主な取組内容

- ・「働き方改革」と「健康経営」を両輪とし、チーム活動を展開
- ・いわて働き方改革推進運動
 - ノー残業デーの推進・効果検証、集中して業務を進める時間作り等
- ・働き方改革アドバイザー養成（社員のニーズに合わせた社員のスキルアップ）
- ・テレワークの推進、オンラインシステム導入により移動時間の削減
- ・社内出向制度により、業務の平準化を図り残業時間削減
- ・有給休暇取得状況・残業時間の見える化
- ・健康経営優良法人「ブライツ500」（健康増進ウオーキング、毎月28日減塩弁当利用促進）
- ・社内働き方改革発表大会（部署ごとに発表、優良チーム表彰（社員投票）、年4回進捗状況報告）



「菊池技研若手の会」の活動



【コメント】

社員の健康と働き方改革を両輪として各種活動を展開している。また、「若手の会」の自主的な活動が積極的に行われており、それを会社が支援しているという特徴もあり、研修を充実させ、テレワークの導入など、ワークライフバランスに配慮し、働きやすい職場環境、職場風土が醸成されていました。「健康経営」と「働き方改革」の実現に向けた取組が素晴らしいですね。

2020 ベストプラクティス企業 【（株）ベアレン醸造所：盛岡市】

○企業（法人）の概要

法人名 株式会社 ベアレン醸造所
所在地 本社 盛岡市北山1丁目3-31
栗石工場 岩手郡栗石町沼返19-53
従業員数 69名
事業内容 地ビールの製造、販売



○長時間労働の削減や働き方改革に向けた主な取組内容

- ・月2回「カエル会議」を開催（早くカエル、意識をカエル）
- ・社内SNSの導入（ワークチャットによる掲示板で情報共有）
- ・「きれい化」から「機能化」へ（次の準備を考えて整理整頓、準備時間短縮）
- ・月に一度の「捨てる日」（「断捨離」のチーム活動、社員の意識付け、作業の効率化UP）
- ・「ありがとう」を伝える（伝わるコミュニケーション、職場環境の改善）
- ・「終礼」の実施によって「営業時間」「就業時間」の意識づけ（作業の区切り、時間を意識）
- ・育児休暇取得促進（男性も取得、支援の流れや必要な申請等を男女全員に配布）
- ・「アネキ・アネキ」投票により、先輩とのコミュニケーションも向上、職場の活性化につながっている
- ・チーム活動（働き方改革チーム、エコ推進チーム、ブランディングチーム、笑熊会（親睦会）など参加型の活動を展開）

【コメント】

2019年4月社内に「働き方改革推進チーム」を結成し社員が率先して各種活動に参加。働き方改革、女性活躍、子育て支援などに積極的に取り組み、若い社員がいきいきと働き能力を発揮できるよう、「働き方改革チーム」「エコ推進チーム」「ブランディングチーム」など、各チームで意見やアイデアを出し合い、社員参加型の活動が定着し、職場環境の改善が進んでいました。その結果、残業時間の短縮、有休取得率UP、売上UPとなっていました。

2019 ベストプラクティス企業 【(株) 北日本朝日航洋：盛岡市】

○企業（法人）の概要

法人名 株式会社北日本朝日航洋
 所在地 本社 盛岡市門2丁目1-1
 従業員数 88名
 事業内容 測量・建設コンサルタント業



○長時間労働削減等に向けた主な取組内容

- ・一歩踏み込んだノー残業デーの実施（帰宅時間の設定、作業分散化等）
- ・業務集中タイムの実施、時間外集計ソフトの導入
- ・残業承認手続きの明確化（アピールフラッグ、時間外承認手続アプリ）
- ・モバイルワークの実践
- ・有休取得促進の取組（祝日と土日の間を連続休暇奨励日とする等）

2018 ベストプラクティス企業 【(株) 長島製作所：一関市】

○企業（法人）の概要

法人名 株式会社長島製作所
 所在地 本社 一関市東台14-34
 前沢工場 奥州市前沢区字新城58-1
 藤沢工場 一関市藤沢町黄海字天堤158
 従業員数 145名（男性100名、女性45名）
 事業内容 板金、溶接、プレス、金型



前沢工場

○長時間労働削減等に向けた主な取組内容

- ・最新機械の導入
- ・業務効率化（YKI活動：Y=やりづらい、K=気を遣う、I=イライラする を解消するための意見箱設置）
- ・有給休暇、半日休暇の積極的な活用促進
- ・教育研修制度の充実

2017 ベストプラクティス企業 【(株) 小田島組：北上市】

○企業（法人）の概要

法人名 株式会社小田島組
 所在地 本社 北上市和賀町堅川目1-33-137
 サテライトオフィス 花巻市東和町土沢8区6
 従業員数 93名
 事業内容 建設公共事業（道路改良工事、舗装工事、防潮堤工事、法面工事）
 IT関連事業（位置情報とIT技術を組み合わせたソリューションサービスの提供）



○長時間労働削減等に向けた主な取組内容

- ・作業の機械化、IT化
- ・風土の改革
- ・定額残業制度の導入
- ・長期有休休暇取得制度の導入
- ・介護休暇、育児休暇の取得促進



2016 ベストプラクティス企業 【(社福) 永友会：盛岡市】

○企業（法人）の概要

法人名 社会福祉法人永友会
 所在地 盛岡市永井16地割55番地1)
 職員数 64名（うち非常勤職員12名）女性49名 男性15名
 業務内容 特別養護老人ホームの運営



特別養護老人ホーム鶴亀ながい

○主な取組内容

- ・徹底した残業の禁止（就業規則で規定）
- ・男性職員の配偶者の出産時の特別休暇の付与制度の導入
- ・年間5日間の計画年休（必ず1年間に消化できる有給休暇制度）の導入
- ・多様な働き方に応えるための短時間正社員制度の導入（年間労働時間：正規雇用職員の3/4）
- ・ボランティア休暇制度の導入
- ・残業短縮のための教育・呼びかけ
- ・育児休暇取得時の有給化制度導入（H29年度より）



ホーム管内の様子